

本年11月13日から、介護保険の各種手続きが変わります

平成29年11月13日から個人番号を利用した情報連携の本格運用が開始されることに伴い、介護保険の各種手続きの際に、添付書類を一部省略できるようになります。

【変更点】 添付書類を省略できるようになります

11月13日以降、介護保険の各種手続きをする際、添付書類を一部省略できるようになります。添付書類を省略できる手続きについては以下のとおりです。なお、申請書に個人番号を記載しない場合は従来どおり添付書類が必要となります。

NO	手続き	省略できる添付書類
1	第2号被保険者の要介護(要支援)認定申請	医療被保険者証
2	住所変更後の要介護(要支援)認定申請(転入者)	受給資格証明書
3	負担限度額認定申請	非課税証明書

※上記は添付書類を省略できる代表的な事務手続です。
※領収書については引き続き申請書と一緒に御提出をお願いいたします。

【お願い】 各種申請書への個人番号の記載をお願いいたします

介護保険の各種手続きをする際、申請書に個人番号を記載いただく必要があります。お手元の「通知カード」又は「マイナンバーカード」に記載の個人番号を御確認の上、各種申請書の個人番号欄に記載をお願いいたします。なお、個人番号を記載した申請書を御提出いただく際、申請窓口で本人確認(マイナンバーの確認と身元確認)を行うため、以下の書類も御用意してください。

【各種申請の際に必要なもの】

○番号確認

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

○身元確認

マイナンバーカード、運転免許証、旅券など

※被保険者証、年金手帳、年金証書など顔写真がないものは2つ以上必要です

○代理権の確認(本人や使用者が申請する場合は除く)

任意代理人: 委任状

法定代理人: 戸籍謄本、代理の資格を証明する書類